

## 流山市市民参加推進委員会の評価シート

<b>対象事項</b>	<b>流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)</b>
-------------	--

### ① 市民参加の方法

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>参加手法としては、市民参加条例の規定を満たしており、審議会とパブリックコメントという複数選択は適切である。</p> <p>また、老人クラブ等への利用者アンケートを恒常的に行い当該事業の参考にしているなど利用者の意見の聴取ができていた。</p> <p>しかしながら、6つの市民参加の方法から審議会とパブリックコメントを選択した理由の説明が不明確であった。</p>		

### ② 市民参加の実施時期及び実施期間

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>審議会、パブリックコメントを実施し、議会での可決を得たプロセスは、妥当と判断する。</p> <p>施設利用者の対象が60歳以上であることを考えるとパブコメの募集期間は、1ヶ月より長い期間でもよいと思われるが、利用者への事前アンケート調査期間等を含めると概ね適切であった。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b>                      (1) 審議会やパブリックコメントが、他の市民参加対象案件と同時期に実施されていることに疑問を残す。</p>		

### ③ 参加しやすい工夫

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>パブリックコメントの選択はよいが、意見提出がゼロであったことから、意見提出をしやすくする方法等についての工夫が必要である。審議会答申を受けて、利用者である高齢者等の意見集約を行えば、市民参加意識の向上と実施に向けた周知徹底をより図れたのではないかと考えられる。</p> <p>パブリックコメント実施に当たっては、老人会や自治会等の働きかけ、利用者・受益者である高齢者に特に重点をおいた情報開示と意見聴取の工夫等が必要である。</p> <p>また、施設利用者に対する恒常的なアンケートの他に、現施設を使用している高齢者と接することが出来る意見交換会の採用や、施設利用者に対する恒常的なアンケートの他に、当該事業の具体的論点に対するアンケートなどにより直接アクセスした参加の方法を検討されたい。</p>		

### ④ 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>福祉サービスの関与者に対するホームページ及び広報紙等による情報提供や意見聴取の取り組み姿勢は適切と評価する。</p> <p>ただし、老人福祉センター施設の認識度が低いため、パブリックコメントに意見を出しづらかったのではないかと考えられる。今後は、ホームページ等への掲載だけでなく、参加しやすい工夫、例えば施設を利用する老人会や周辺自治会等へのPR、施設を利用する関係者で組織する審議会の開催、老人会や地区社協等への出向説明、口コミ情報の展開など、情報提供手段における多様な仕組みづくりが必要と思われる。</p>		

⑤ 意見の取扱い

適切である	概ね適切である	不適切である
<p>パブリックコメントに対する電話での意見(質問、確認等)に対して回答・対応し、審議会においても福祉事業について見識者の意見や質問に適切に対応していた。</p> <p>また、市民参加の5つの方法外であるが、事前アンケートを行うなど、市民の意見を聞こうとする姿勢が見られたが不十分であった。</p> <p><b>【各委員からの意見】</b></p> <p>(1)現在の利用者の意見を聞く姿勢はあったが、今後利用する可能性を持つ60歳以下の意見も聞くべきと考える。</p> <p>(2)審議会での議論が十分反映されていないのではないか。</p> <p>(3)パブリックコメントは、提出意見内容に対して修正なしとした理由が不明確である。</p>		

⑥ その他

<p>本対象事業の市民参加条例に関する評価及び改善についての各委員からの個別意見・提案等は次のとおり。</p> <p>(1)手続上は規定どおりの確に運用していると判断するが、審議会運営の中にパブリックコメントによる市民の具体的なニーズを反映させる仕組づくりについて検討されたい。</p> <p>(2)パブリックコメントの方法を採用する場合、その論点(意見を聞きたいポイント)を絞り込む必要がある。</p> <p>(3)無理に幅広く広報するのではなく、関係のある層に的を絞ったらどうか。</p> <p>(4)施設への問合せの数から市民の関心が高かった割には、市民参加の人数が少ないことが残念である。問い合わせの中には、質問というよりも、対象事項に対する疑問や反対意見もあったのではないかと考えるため、パブリックコメントの意見として取り扱ってもよいと考える。</p> <p>(5)当該案件は、施設利用者に関わり、一般市民には直接関心もないのではと思われる。このような事案の市民参加の方法は、まず審議会ですっかり議論し、対象者を限定したアンケートなどにより、実効性のある方法で行うべき。ただし、事案の内容と改訂結果はしっかりと一般市民に広報することは大切である。</p> <p>(6)審議会に対極軸の両論意見が出た経過の場合は、パブリックコメントだけに偏らずにもう一つの参加方法も導入することを考える必要がある。</p> <p>(7)市境の施設であるため、近隣市の住民への周知等(近隣市への広報掲載等)の配慮をされたい。</p> <p>(8)老人福祉センター建替え事業については、住民説明会等により理解していた人は多かったが、市民参加そのものについての理解不足が、パブリックコメントでの意見提出が少ないということに起因しているのではないかと考える。</p> <p>(9)パブリックコメントへの回答は、丁寧におこなっているが、その回答が一般市民には伝わりにくいため、伝え方の工夫が必要である。</p> <p>(10)当該案件は、高齢者が利用する施設であるため、インターネット以外でも意見を提出しやすい情報提供、意見聴取(紙提出等)の仕方を工夫すべきである。</p> <p>(11)行政用語の使用について改善されたい。</p>
--

(注釈)評価シートの「適切である」、「概ね適切である」、「不適切である」の該当について

評価シートの記入基準を満たしていない→「不適切である」

評価シートの記入基準を満たしている→「概ね適切である」

評価シートの記入基準(※)等の案件に応じた工夫をしている→「適切である」